

◎新潟県告示第618号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第84条において準用する第48条第1項の規定に基づき、次のとおり土地改良事業計画の変更を認可した。

令和6年5月17日

新潟県新発田地域振興局長

事業主体の所在・名称	地区名	事業名	新規変更の別	認可年月日	根拠条文
阿賀野市 阿賀用水右岸土地改良区連合	阿賀用水右岸土地改良区連合	維持管理事業	変更	令和6年5月9日	第84条 第48条